

国際協力銀行（JBIC）及び日本貿易保険（NEXI）の環境社会配慮確認のためのガイドライン改訂に関する要望書

（別添）

項目	論点
1. 支援対象プロジェクトにおける人権保護義務について	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 産業界としても昨今の世界的な人権への配慮は重要な論点と認識している。 ➢ 「人権の尊重を含む社会的関心事項」は、既に環境ガイドラインにおいて検討を要する影響の範囲に含まれることが必要十分なレベルで記載されていると思料されるものの、今後も外部環境変化について検討を続けることは有意義と思われる。
2. 環境レビューにおける環境社会配慮について	<ul style="list-style-type: none"> ➢ プロジェクトのリスク管理の一環としても環境社会の観点からの配慮確認は重要と考えるが、現在の記載内容に準拠することで支援対象プロジェクトにおいて必要とされる人権面の対応は十分に可能であると理解している。 ➢ 国際スタンダードに準拠した環境社会配慮を行っている企業に対して追加的なプロセスを求めることは、他国 ECA とのイコールフットィング及び時間軸の観点からプロジェクト組成の負担になる可能性があるため、環境社会配慮面に加え、迅速なプロジェクト組成面も配慮した対応を考慮いただきたい。
3. 温室効果ガス排出が想定されるプロジェクトの公開等について	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 情報開示に際しては商業上の機密や競争環境に十分な配慮が必要であると考える。 ➢ データの正確性の確保を含め、過度な要求は本邦企業による他の OECD 加盟国企業との公平・対等な競争を阻害し、イコールフットィングの原則が確保されなくなる虞がある。また、OECD 環境コモンアプローチにおいては定量化・公開の必要性についての要求はないものと理解している。
4. 国際的基準等と乖離がある場合の対応について	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 現状において、環境レビュー結果の公表は一部の ECA にとどまっており、JBIC/NEXI の情報公開は、むしろ先進的な位置づけにあると思われる。影響力の大きい国であっても実施していない ECA（Euler Hermes、USEXIM、Bpifrance 等）もあり、更に過度な手続きの導入は、本邦企業による他の OECD 加盟国企業との公平・対等な競争を阻害し、イコールフットィングの原則が確保されなくなる虞がある。
5. 非自発的住民移転計画等について	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 住民移転計画等については、プロジェクト実施国が国家的な判断から策定する場合があります、第三国である我が国が住民移転計画等を入手することすらできないケースも予想されるため、一律の要件化は、実効性において相当程度の困難が伴うものと思われる。
6. 環境関連文書の翻訳の取り扱いについて	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 環境関連文書の翻訳版については、著作権の関係上、翻訳であっても公開にあたってはプロジェクト実施主体の承諾が必要と考えられる。また、仮に注記を付けたとしても、翻訳版に万一誤記がある場合や部分訳（費用対効果で必要部分のみ翻訳）を一般公開したことにより誤解を生ずる懸念について完全に払拭することは不可能であり、プロジェクト実施主体の承諾は到底得られるものではないと思われる。
7. 環境社会モニタリング報告書の取り扱いについて	<ul style="list-style-type: none"> ➢ JBIC/NEXI より支援を受ける商業ベースのプロジェクトは他国との厳しい競争に晒されており、商業上の機密また競争関係等に十分な配慮が必要であることから、公開については一義的に扱うことは困難である。 ➢ 多くの ECA がモニタリング結果の公開を積極的に推進していない状況下で、JBIC/NEXI は可能なものについては公開しており、現行の対応はむしろ先進的といえる。 ➢ 現地において一般に公開されておらず、他国 ECA も公表していないモニタリング結果を公開する手続きの導入は、本邦企業による他の OECD 加盟国企業との公平・対等な競争を阻害し、イコールフットィングの原則が確保されなくなる虞がある。
8. 常設の第三者機関の設置について	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 環境社会配慮に対する助言に係る第三機関の設置はイコールフットィングの観点から他国 ECA と整合性を保つことが必要と思われる。現状、他国 ECA で常設の第三者機関を設置している例は承知しておらず、仮にこうした機関・制度が導入された場合には、国際競争に晒され迅速な対応を求められる日本企業の海外ビジネス展開が阻害される懸念がある。

9. 地域社会の安全、衛生等の配慮について	➤ 現行の環境ガイドラインでは、地域社会の安全、衛生、保安について検討する影響の範囲として十分と思われる内容が含まれており、あらたな要件の付加は特段不要と考える。また、OECD 環境コモンアプローチに準拠した内容が合理的であると思料する。
10. 非自発的住民の伴う移転等の補償への対応について	➤ 国によって対応すべき状況が異なることが想定され、一義的に扱うことは困難と思われる。また、国際的水準を超える過度な要求は、本邦企業による他の OECD 加盟国企業との公平・対等な競争を阻害し、イコルフットィングの原則が確保されなくなる虞がある。JBIC/NEXI のガイドラインにおいて参照すべき対象としている IFC など国際的基準に準拠した内容が合理的と思料する。